

仕様書

1 業務名

松ヶ崎 8 号線他危険木剪定作業

2 業務の目的

松ヶ崎 8 号線他において、道路に枝が越境している危険木があることから、落下枝等による事故を未然に防ぐため剪定を行うものである。

3 履行期限

令和 7 年 9 月 3 0 日まで

4 履行場所（2 箇所）

松ヶ崎 8 号線

京都市左京区松ヶ崎河原田町 地内

上高野 85 号線

京都市左京区上高野三宅町 地内

5 業務範囲

別紙「箇所図及び写真」参照

6 業務内容

松ヶ崎 8 号線

京都市左京区松ヶ崎河原田町 地内

- 幹を上部切詰め剪定（過去に剪定した部分まで切り戻し）し、枝葉は強剪定すること。

上高野 85 号線

京都市左京区上高野三宅町 地内

- 市街灯の引込線にかかる樹木の支障枝剪定。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

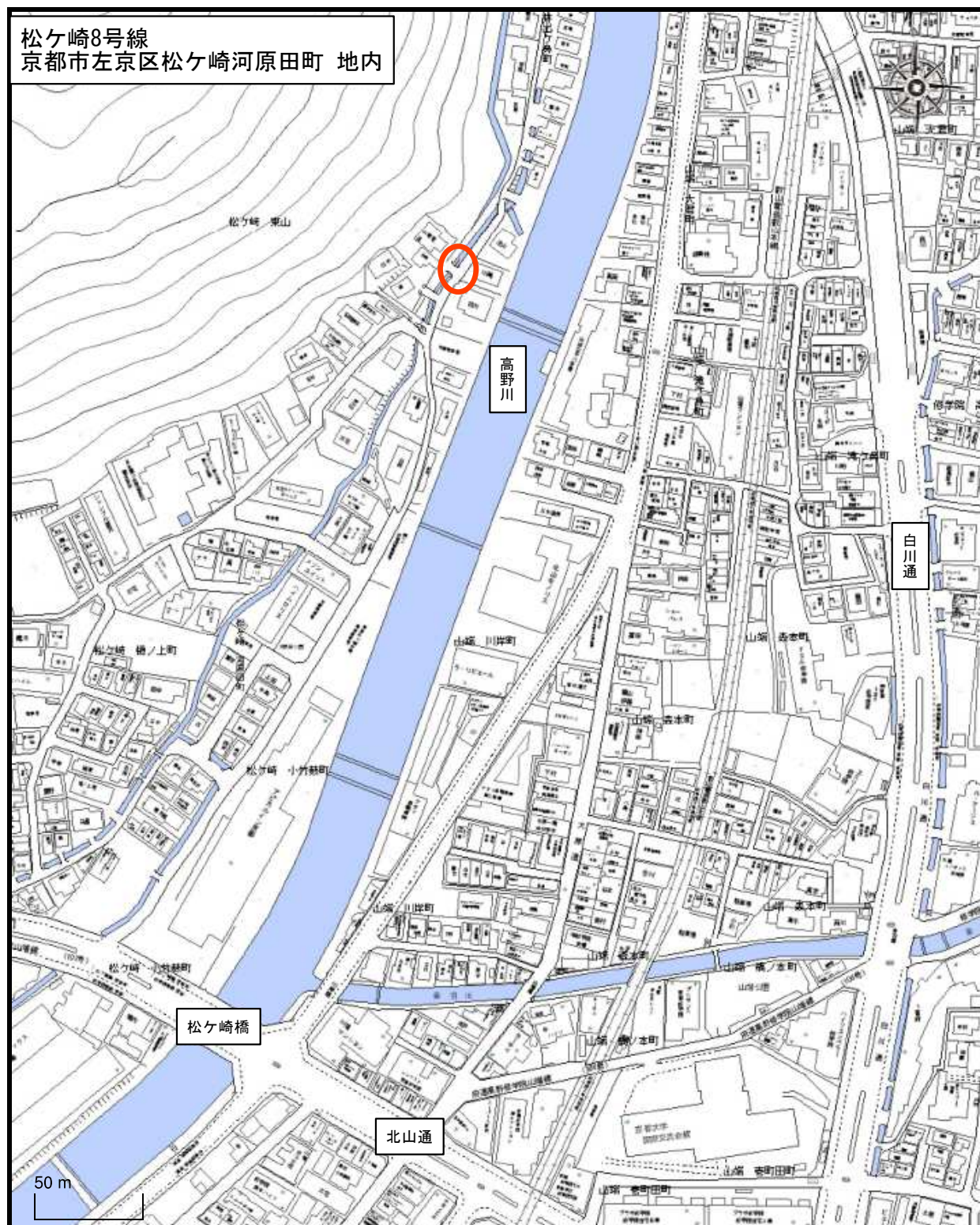
8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 作業にあたっては、通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得する

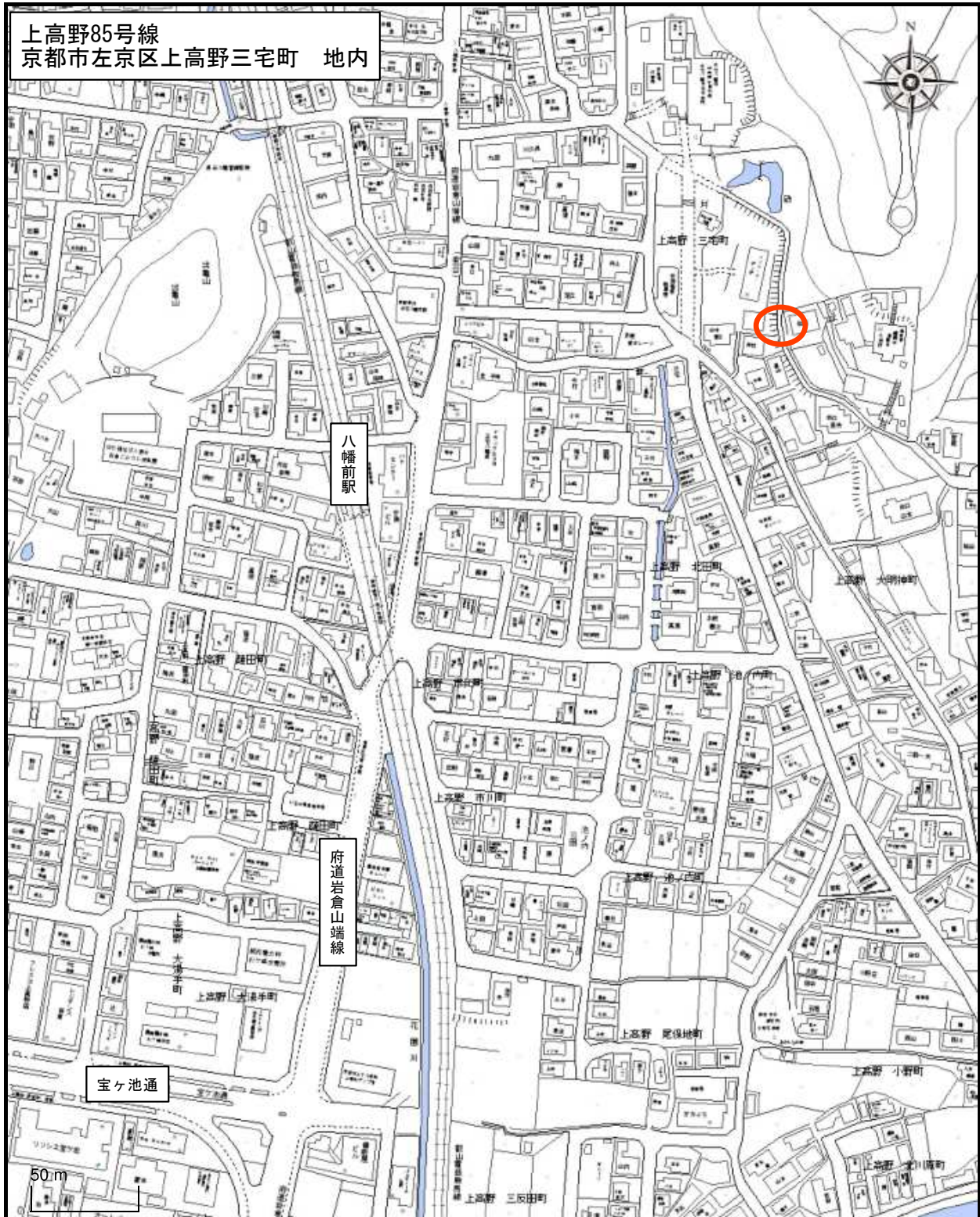
こと。

- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 撤去した幹・枝葉等については、適切に処分すること。
- 近隣住民には、作業に関するビラ等で事前周知を行うこと。

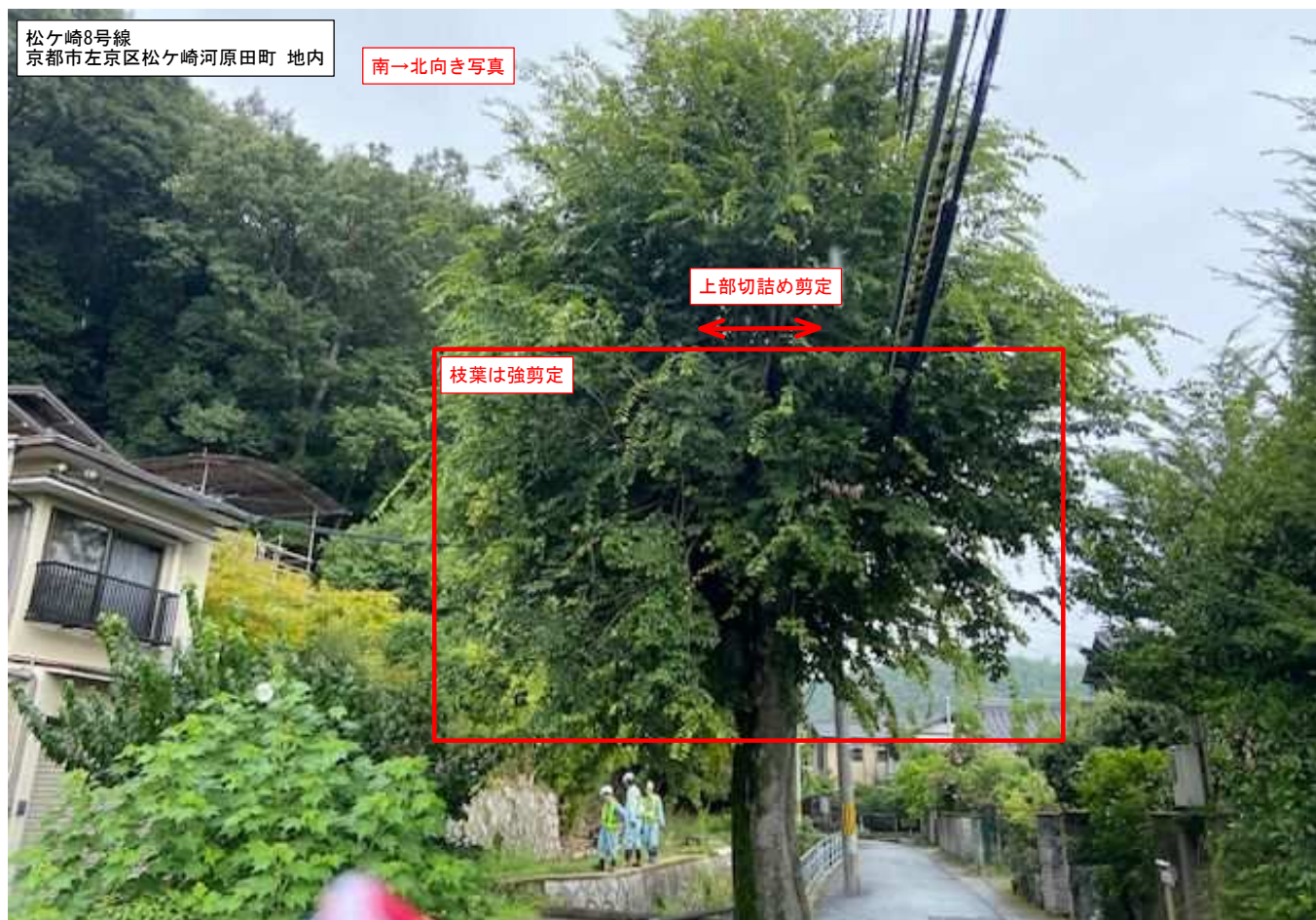
箇所図



箇所図



別紙写真



上高野85号線
京都市左京区上高野三宅町 地内

南→北向き写真

市街灯の引込線に掛からない様
支障枝剪定



北→南向き写真

市街灯の引込線に掛からない様
支障枝剪定

